

和泉市ふるさと元気基金条例

平成 20 年 10 月 28 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 [和泉市ふるさと元気寄附条例\(平成 20 年和泉市条例第 24 号。以下「寄附条例」という。\)](#)の規定に基づき寄附された寄附金等を適正に管理することを目的として和泉市ふるさと元気基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、次に掲げる額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てる。

- (1) [寄附条例第 2 条第 1 号](#)の事業に係る指定寄附金
- (2) 他の基金の廃止に伴い繰り入れる額
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基金の管理上必要な額
(平 21 条例 22・一部改正)

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、[寄附条例第 1 条](#)の目的を達成するため、[寄附条例第 2 条第 1 号](#)の事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

(平 21 条例 22・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

2 和泉市中小企業従業員福祉共済制度準備基金積立条例(昭和50年和泉市条例第3号)は、廃止する。

3 和泉市福祉基金条例(昭和59年和泉市条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成21年条例第22号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。